## 行政改革の推進に向けて 基本方針

#### 1. 改革の必要性

平成20年4月1日に合併した村上市は人口約7万人、そして新潟県内で一番 広い面積(1,174km)の市となりました。

私たちの市が将来においても自立した自治体であるために、そして地域特性を活かした行政サービスを行っていくには時代の変化に対応できる行政と地域社会の仕組みづくりが必要です。

新市誕生時、982人の職員体制でスタートしましたが、これから毎年度全ての職種で多くの職員が定年を迎え、10年間で約380人が退職となります。

こうした職員構成の激変を見据えて、今から組織・機構を柔軟に改革していかなければなりません。

また、300近くある集落・町内では押しなべて高齢化が進んでおり、いわゆる限界集落等への対応も待ったなしであり、早急な対策を講じるとともに、地域づくりのパートナーである市民・団体・集落・町内等との協働の仕組みを確立していく必要があります。

これら本市の状況に対応し、活気ある自立した自治体であり続けるためには、 財政基盤の確立がどうしても必要です。財政状況の悪化は行政サービスの低下に も繋がり、市民生活に支障をきたしかねません。

そのため、合併時に約束した「概ね人口100人当たり職員1人」の職員体制を目指し、健全財政を維持し、事務事業の見直しなどによるスリム化を行っていくとともに、地域活性化に向けた新たな取り組みや、地域や市民との協働のまちづくりを進め、村上市にふさわしい公共サービスができるまちづくりを進める必要があります。

#### 2.改革の推進

#### (1) 行政改革大綱及び同実施計画の策定

職員の大量退職に即した組織・機構の構築や協働のまちづくりの仕組みづくり、財政基盤の確立などを進めるため、村上市行政改革大綱を平成20年度中に策定します。

大綱の計画期間は平成21年度から28年度までの8年間として、組織・職員改革、財政改革、行政サービス改革、施設改革を中心に構成します。具体的な方針は前期4年間の実施計画を平成21年度中に策定し実行していきます。

#### (2) 推進体制

## 行政改革推進委員会

民間有識者からなる行政改革推進委員会を設置し、行政改革に対する市民の意見を反映させます。

## 行財政改革推進プロジェクト

庁内に行財政改革推進本部を設置し、本部会議のほか4つの改革部会を 中心に全庁を挙げて改革に取り組んでいきます。

#### 3. 行政改革大綱策定に向けた基本3方針

これまで経験したことのない行政全般にわたる大規模な取り組みとなるため、 策定の具体的な作業を進めるにあたり、予め改革の中心となる「適正な職員数」 「組織・機構」及び「補助金」の3方針について確認し、その方向性を定めま す。

## (1) 大綱の目標年度(平成28年度)に目指す体制

#### 「適正な職員数」

今後10年間で職員の3割以上の大量退職があるが採用を極力抑え、概ね 人口100人に対し職員1人の職員体制の実現を目指します。

#### 「組織・機構」

急激に職員数が減少変動する中で、多様な住民ニーズや国・県からの事務・権限移譲による事務量の増大、更には全庁的なプロジェクト事業等に対応できるよう本庁・支所の事務分掌を明確にする中で本庁機能の充実と職員配置のバランスを図り、市民が利用しやすく業務効率の高い組織づくりを目指します。

一方、支所には、今後最も地域づくりに必要となる市民・団体等との協働の仕組みを支える体制を新たに整え、また、支所の空きスペースを地域の公共的団体等に開放し、地域の活性化を図り、高齢化などへの対応を支えていく地域活動の拠点を目指します。

#### (2) まちづくりを支える制度

#### 「補助金」

協働のまちづくりのパートナーである地域、団体、市民等に分かりやすく 公正・公平な補助金制度とするための基本指針を定めます。

- ・事業費補助を原則とします。
- ・団体等の運営費補助は期間を定め段階的に減額するサンセット方式を原則

# とします。

- ・地域づくりや産業等の活性化を支援する補助制度を創設します。
- ・小額補助の見直しや類似補助の統合を積極的に進めます。
- ・補助率が高いものは引き下げし、低率でも高額になるものは限度額を設けます。